

愛媛県総合運動公園パンプトラック整備工事

企画提案仕様書

1 工事名

愛媛県総合運動公園パンプトラック整備工事

2 概要

パンプトラック（国際規格）整備 一式

パンプトラック（キッズコース）整備 一式

レストエリア整備 一式

3 委託期間

契約締結の日から2027（令和9）年3月25日まで

4 委託料上限額

147,969,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

5 整備条件

愛媛県総合運動公園北部丘陵地

事業地全体面積 約2,300m²

内訳（パンプトラック（国際規格）：約1,500m²、パンプトラック（キッズコース）：約300m²、レストエリア：約500m²を想定している。）

6 整備の目的

愛媛県は、自転車は健康・生きがい・友情をもたらすものであるという「自転車新文化」の理念のもと、県民の自転車利用の普及・拡大や地域活性化、サイクルスポーツの振興等に取り組んできた。そのような中、身近な場所で初心者がマウンテンバイクを気軽に体験できる環境を整えるため、ファミリー層を中心に魅力を高めてきた「とべもり+（プラス）」エリアに、初心者から上級者まで幅広いレベルに対応でき、初心者でも気軽にマウンテンバイクを始められる施設としてパンプトラックを含む新しいサイクルエリアを整備する。

また、各種競技大会等の開催を想定し、国際規格を満たすコースも併せて整備することで、地域のスポーツ振興と自転車新文化の拡大・深化を目指す。

7 事業の内容

7-1 サイクルエリア全体のランドデザイン

ア パンプトラック（国際規格）

イ パンプトラック（キッズコース）

ウ レストエリア（管理棟、レンタルサイクル等）

7-2 コースデザインに基づく施工

8 前提条件

8-1 パンプトラック（国際規格）

パンプトラックの利用対象は主対象を中級者～上級者とし、マウンテンバイク、BMX の使用を主として想定する。

トラックの敷地面積は約 1,500m² を想定し、事業地内に配置する。

コースはアスファルト舗装とし、コースデザインにより決定する厚みを満足する。

コース外敷地は芝による植栽を基本とする。

コースのレイアウト、コースの幅、起伏及びバンクの形状、舗装等の具体的なデザインは利用者が親しみやすく気軽に楽しめるものであるとともに、国際大会の開催が可能な国際規格を満足したコースとする。

敷地内の排水計画も実施し、適切に雨水排水管渠を接続すること。

夜間照明、観客席及びベンチ等は設けないこととする。

8-2 パンプトラック（キッズコース）

キッズコースの利用対象は主対象を小学生以上の初心者～中級者とし、マウンテンバイク、BMX の使用を主として想定する。初心者から中級者まで安全に周回可能な難易度設定とすること。

トラックの敷地面積は約 300m² を想定し、事業地内に配置する。

コースはアスファルト舗装とし、コースデザインにより決定する厚みを満足する。

コース外敷地は芝による植栽を基本とする。

8-3 レストエリア

管理棟及び休憩施設兼レンタルサイクル倉庫を事業地内に配置すること。

管理棟はパンプトラック（国際規格）及びパンプトラック（キッズコース）の維持管理・運用にかかる事務的な業務を実施し、合わせてレンタル自転車、ヘルメット、プロテクター等の備品を管理する建屋としての管理事務所とする。

窓、天井照明、流し、天井断熱、壁断熱、エアコン、換気扇、電線管路、給排水管路を要する。

上記要件、機能を満足する広さとする。

パンプトラックの付帯施設であると同時に、公園施設であることも念頭に、周囲との調和や景観に配慮したものであること。

建築確認申請にかかる書類作成・手続き等の費用も考慮して提案とすること。

9 要求性能（共通）

受注者は以下を満たす施設を計画すること。

9-1 走行性能

- (1) 連続的なポンピング走行が可能であること。
- (2) 過度な減速・失速が生じにくい流動的なコース形状とすること。
- (3) 利用者同士の干渉を抑制したレイアウトとすること。

9-2 安全性能

- (1) 急激な蹴り上げや急峻な斜面、過度の遠心力が発生するようなコース形状、ライダーにとって危険な段差・遷移（勾配変化）を設けないこと。
- (2) 視認性を確保し、死角を極力排除すること。
- (3) 転倒時の危険低減措置を講じること。
- (4) 進入・退出動線を明確に分離又は整理すること。

9-3 排水性能

- (1) 降雨後速やかに利用再開可能な排水性能を有すること。
- (2) コース上に滞水が生じない計画とすること。
- (3) 法面崩壊・洗掘を防止する構造とすること。

9-4 耐久性能

- (1) 通常利用において所定の期間良好な性能を維持できること。
- (2) 表層剥離・沈下・変形を抑制できる構造とすること。

9-5 維持管理性能

- (1) 維持補修が容易な構造・材料とすること。
- (2) 部分補修が可能な構造とすること。

10 要求性能（デザイン段階）

10-1 基本事項

受注者は現地の地形・立地条件等を踏まえ、最適なデザインを実施すること。

10-2 コースデザイン

コースデザインとして次の資料を作成すること。

配置図、平面図、その他必要な詳細図

11 要求性能（施工段階）

11-1 工事の施工にあたっては、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び愛媛県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、愛媛県土木部発注工事特記仕様書（以下「土木部特記仕様書」という。）によらなければならない。なお、適用にあたって疑義が生じた場合は監督員と協議すること。

11-2 施工管理 品質管理、工程管理、安全管理を適切に行うこと。

11-3 試走調整

受注者は以下を実施すること。

- (1) 施工途中又は完成前に試走確認を行うこと。
- (2) 試走結果に基づき必要な形状調整を行うこと。
- (3) 試走・調整を複数回実施可能な工程を確保すること。

12 検査・性能確認

12-1 完成検査において発注者は以下を確認する。

出来形、安全性、排水性、試走結果、要求性能達成状況

12-2 性能確認方法

必要に応じ、試走確認会を実施する。

13 企画提案を求める事項

愛媛県総合運動公園パンプトラック整備工事を施行するために必要な、以下の事項について提案を求める。なお、提案にあたっては本仕様書に記載の内容を十分理解のうえ、提案書を作成すること。

(1) サイクルエリア全体のグランドデザイン

愛媛県総合運動公園の新たな施設として整備するサイクルエリア全体のグランドデザイン（全体構想）案を、全体イメージ図（イメージパース）、写真、画像等を用いて提案すること。

パンプトラック（国際規格）及びパンプトラック（キッズコース）のコースレイアウト、起業地内における位置及び規模、レストエリアの建屋の位置等について、可能な限り具体的であることが望ましい。ただし、あくまでも発注時点のコンセプトを具体化したイメージ程度とする。

なお、契約締結後に実施する詳細なコースデザインにおいては、企画提案で示したグランドデザイン案とコンセプトの同一性が保持されていることを求めるものであり、その範囲における変更や修正は可能とする。

(2) コースデザイン

上記（1）を踏まえたパンプトラック（国際規格）及びパンプトラック（キッズコース）のコースデザインについてコンセプトを説明したうえで記載する。ただし、上級者用のパンプトラックは国際規格を満足するものとする。

(3) レストエリアの概要

管理棟、レンタルサイクル、休憩所の外観および内部のコンセプト案を提案する。

(4) 完成後の利用・運用の基本構想

(1) で提案されるグランドデザインは、完成後の利用・運用を前提としたものでなければならない。したがって、日常的な利用方法に加えて、競技会、講習会などの施設活用の可能性を検討し、構想を提案すること。

(5) 事業実施スケジュール

想定される契約期間内における工程のスケジュール案を記載する。

(6) 事業実施体制

どのような体制で事業を実施するかが分かる体制図を作成すること。

共同企業体による提案も可能であるが、その場合は本事業を推進するにあたっての各構成員の役割分担を明確に図示するなど、具体的に示すこと。

国際規格のパンプトラックの整備が可能な体制を構築することとし、コース監修のための協力企業及び試走のためのライダーを活用する場合、具体的に記載すること。

(7) 過去における類似業務の実績

これまでの類似業務の実績等を具体的に記載すること。アスファルト舗装型パンプトラック、未舗装型パンプトラックメンテナンスコース、BMX コース等類似の運動施設の施工実績を有する場合はその具体的な内容を記載すること。

14 業務成果物

(1) 成果物

成果物	内容	納入時期
事業実施計画書 (設計)	事業の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの。	業務着手前
施工計画書 (工事)	愛媛県土木工事共通仕様書に基づく	工事着手前
施工管理資料	品質管理資料、出来形管理資料、試走記録、竣工図 施工管理写真 (データ)	工事完成時
マニュアル	維持管理マニュアル。	検収時
完成図書	上記の成果物で最終確定したもの (紙面及び PDF データにて提供すること)	検収時

(2) 提出先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町4-4-2

愛媛県土木部道路都市局都市整備課公園緑地係

E-mail : toshiseibi@pref. ehime. lg. jp

15 その他

(1) 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うこととし、受託者は本請負契約を履行するうえで個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、本工事の従事者が個人情報の漏えいを行った場合には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき処罰される場合がある。

- (2) 受注者は、本工事の実施に際して知り得た情報については守秘義務を負うものとし、本工事終了後においても同様とする。
- (3) 本仕様書に明示していない事項又は業務履行中に疑義が生じた場合は、その都度、担当者と協議し、その指示に従うこと。

工事共通特記仕様書

R8.6

第 1 条 本工事の実施にあたっては、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び愛媛県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、愛媛県土木部発注工事特記仕様書（以下「土木部特記仕様書」）によらなければならない。
 なお、土木部特記仕様書は、次のホームページに掲載するものとする。
[https:// www.pref.ehime.jp/page/8440.html](https://www.pref.ehime.jp/page/8440.html)

第 2 条 本工事について、土木部特記仕様書第 2 条第 2 項に定める特記仕様書の適用は、次の表のとおりとする。

特記仕様書		対象	対象外
総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
設計図書により ICT 活用の対象とする工事の特記仕様書	発注者指定型	土工	<input type="checkbox"/>
		舗装工	<input type="checkbox"/>
	受注者希望型	土工	<input type="checkbox"/>
		小規模土工	<input type="checkbox"/>
		舗装工	<input type="checkbox"/>
		舗装修繕工	<input type="checkbox"/>
		付帯構造物設置工	<input type="checkbox"/>
		法面工	<input type="checkbox"/>
		擁壁工	<input type="checkbox"/>
		地盤改良工	<input type="checkbox"/>
		基礎工	<input type="checkbox"/>
		河川浚渫	<input type="checkbox"/>
		構造物工（橋梁上部）	<input type="checkbox"/>
		構造物工（橋脚・橋台）	<input type="checkbox"/>
コンクリート堰堤工	<input type="checkbox"/>		
週休 2 日確保工事等の試行に関する特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
快適トイレの設置に関する特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
建設キャリアアップシステム活用モデルに関する特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
情報共有システム試行工事に係る特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
愛媛県土木部発注工事における三者会議対象工事特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
数量算出資料の省略に関する特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
J-クレジット取得に必要な 申請資料の提出に関する特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上に関する特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
猛暑日を考慮した工期延長の試行に関する特記仕様書		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

第 3 条 本工事において定める事項は、前 2 条によるほか、次の表のとおりとする。

適用事項	対象	対象外
受注者は、当初請負代金額にかかわらず、履行状況を監督員に報告しなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
本工事は、監督に関する現場技術業務を外部委託することとしている。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
受注者は、本工事の請負代金額にかかわらず、施工計画書を作成しなければならない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
受注者は、電子納品の対象外工事とし、工事完成図書は、紙媒体で提出しなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
受注者は、橋梁、トンネル、標識（案内、警戒、規則）、各種照明灯、情報板、樋門、水門等の新設もしくは撤去を行った時には、発注者が定める台帳に必要な事項を記入のうえ別途提出しなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

第 4 条 受注者は、建設副産物の搬出並びに建設発生土及びその他の資材の搬入にあたっては、別表 1 及び別表 2 によらなければならない。

第 5 条 受注者は、工事完成図書として、共通仕様書第 3 編 3-1-1-7 第 2 項に定める電子媒体での提出のほか、工事写真のうち完成写真、着工前写真及び監督員が指示する写真については 1 部を紙媒体で提出しなければならない。第 3 条で、電子納品の対象外としたものについてはこの限りではない。

別表1（第4条）

1. 建設副産物（建設発生土）の搬出については、次の場所に搬出すること。
- (1) 土砂（流用）
該当なし

 - (2) 土砂（処分）
愛媛県の許可を受けた特定事業場等（下記参照）
【愛媛県HP】
特定事業場 : [https:// www.pref.ehime.jp/page/9736.html](https://www.pref.ehime.jp/page/9736.html)
管理型処分場 : [https:// www.pref.ehime.jp/page/9773.html](https://www.pref.ehime.jp/page/9773.html)
（処分方法が“埋立”又は“管理型埋立”であり産業廃棄物の種類が“汚泥”の処分場に限る）
なお、積算上は次の場所を見込んでいる。

該当なし
2. 建設副産物（建設発生土以外）の搬出については、次の場所に搬出すること。
- (1) コンクリート塊
該当なし

 - (2) アスファルトコンクリート塊
該当なし

 - (3) 建設発生木材
該当なし

 - (4) 建設汚泥
該当なし

 - (5) その他
該当なし
- ※上記1の（2）で積算上見込んでいる場所と2については、受注者の提示する場所と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

別表2（第4条）

- 建設発生土及びその他の資材の搬入については、次の場所から搬入すること。
- (1) 土砂
該当なし

 - (2) その他
該当なし

愛媛県総合運動公園工事 特記仕様書

1. 本工事は、「愛媛県土木工事共通仕様書」及び「工事共通特記仕様書」によるほか、本仕様書によるものとする。
2. 受注者は、総合運動公園の指定管理者である TOBEMORI SEEDS(以下「指定管理者」という。)と協議打合せを行い、管理運営に支障を及ぼさないように配慮するとともに、工事期間内の総合運動公園の主要行事を指定管理者に問い合わせるなど、公園利用者の安全確保を図ること。
3. 受注者は、工事上の安全対策として、次の事項を厳守すること。
 - 一 公園内の安全対策(標識、交通整理人等)を十分に行うこと。
 - 二 工事車両により公園内道路の舗装等が破損した場合は、早急に監督員に連絡し、補修を行うこと。
5. 受注者は、工事における騒音、粉塵の飛散等、周辺住民や公園利用者に与える影響を防止又は軽減するよう努めること。
6. 受注者は、投光器、分電盤等の工事においては、感電対策を徹底し、作業中はメインブレーカーの遮断等を確認した上で行うこと。なお、メインブレーカーの遮断時には、公園施設の利用に影響がないか確認した上で実施すること。やむを得ない場合は、停電措置(周知、了解)を取ること。
7. その他、本特記仕様書に定めのないものは、その都度監督員と協議の上、決定するものとする。

位置図

